

2026年5月13日

吸収分割に係る事前開示事項  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

東京都千代田区大手町二丁目3番1号  
日本郵政株式会社  
取締役兼代表執行役社長 根岸 一行

日本郵政株式会社（以下、「甲」といいます。）は、甲の直接出資子会社である日本郵政コーポレートサービス株式会社（以下、「乙」といいます。）との間で、2026年4月17日に吸収分割契約を締結し、甲を吸収分割承継会社、乙を吸収分割会社とする吸収分割により、乙が所有するJPツーウェイコンタクト株式会社株式及びこれに関連する負債を甲に承継することといたしました（以下、「本分割」といいます。）。

つきましては、会社法（以下、「法」といいます。）第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した電磁的記録を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容（法第794条第1項）

別添資料1のとおりです。

2. 法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めのある相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

別添資料2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

甲は、本分割を行うに際し、本分割の効力発生日以後における甲の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

- ① 甲の 2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ 5,782,271 百万円及び 817,769 百万円です。
- ② 本分割により甲が乙から承継する資産及び負債の状況、2025 年 3 月 31 日から現在に至るまでの甲の資産及び負債の状況並びに本分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本分割の効力発生日における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③ その他、甲の本分割後の事業活動について予想される甲の資産及び負債の額並びに収支状況及びキャッシュ・フロー等について検討いたしましたが、本分割により乙から承継する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。
- ④ 以上から、甲は、本分割の効力発生日以後における甲の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債務者に対して負担する債務に限る。）につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

## 吸収分割契約書

日本郵政株式会社（以下、「甲」という。）と日本郵政コーポレートサービス株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第 1 条 乙は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、乙が保有する JP ツーウェイコンタクト株式会社（住所：大阪府大阪市西区江戸堀 2 丁目 1 番 1 号）発行の普通株式その他第 3 条で定める承継対象権利義務を甲に承継させ、甲は、これを乙から承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

### （商号及び住所）

第 2 条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲：吸収分割承継会社

商号：日本郵政株式会社

住所：東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号 大手町プレイス

(2) 乙：吸収分割会社

商号：日本郵政コーポレートサービス株式会社

住所：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号 青山タワープレイス

### （本分割により承継する権利義務に関する事項）

第 3 条 乙から甲に承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。

### （対価の交付）

第 4 条 甲は、本吸収分割に際して、乙に対し、一切の対価を交付しない。

### （効力発生日）

第 5 条 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、令和 8 年 7 月 1 日とする。

### （分割承認決議）

第 6 条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

### （会社財産の善管注意義務）

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての

注意義務をもってそれぞれの職務を遂行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、乙が承継対象権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為をする場合、あらかじめ甲乙で協議のうえ、これを実行する。

(分割条件の変更、分割契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙で協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、効力発生日の前日までに、各契約当事者の取締役会等の適法な機関による適法かつ有効な承認決定が得られていることを条件として、その効力を生ずる。

(費用負担)

第10条 本契約に関連して発生する費用は、特段の定めがない限り、甲乙それぞれが自己の負担分を支払うものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名を行う。

なお、この合意においては、この電磁的記録を原本とし、同電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

令和8年4月17日

甲：東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイス  
日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 根 岸 一 行

乙：東京都港区赤坂八丁目4番14号 青山タワープレイス  
日本郵政コーポレートサービス株式会社  
代表取締役社長 赤 尾 法 彦

別紙「承継対象権利義務明細表」

効力発生日において甲が乙から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める乙の権利義務とする。

1. 資産

乙が保有する JP ツーウェイコンタクト株式会社の普通株式 1,906 株

2. 債務

2025 年 3 月 21 日付の甲乙間の「日本郵政グループ・キャッシュマネジメントサービス短期（長期）貸付に係る基本約定書」及び融資申請書類に基づく乙の甲に対する長期借入金の一部 1,350,000,000 円

# 計算書類等

## 第18期

自 2024年4月 1日  
至 2025年3月31日

日本郵政コーポレートサービス株式会社

東京都港区赤坂八丁目4番地14号

# 貸借対照表

2025年3月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,283,078	流動負債	4,816,056
現金及び預金	3,057,918	未払金	1,730,102
売掛金	2,507,638	一年以内返済予定 長期借入金	374,800
貯蔵品	22,637	未払費用	295,141
前払費用	255,097	未払法人税等	157,954
未収入金	30,105	未払消費税等	447,041
立替金	409,681	預り金	1,652,401
固定資産	4,918,927	賞与引当金	157,144
有形固定資産	438,749	その他	1,470
建物	264,761	固定負債	3,178,822
車両及び運搬具	2,795	長期借入金	1,687,200
工具器具備品	171,192	預り保証金	890,000
無形固定資産	1,855,268	退職給付引当金	601,622
ソフトウェア	1,826,832	負債合計	7,994,879
ソフトウェア仮勘定	28,366	純資産の部	
その他	69	株主資本	3,207,127
投資その他の資産	2,624,909	資本金	640,000
関係会社株式	1,904,093	資本剰余金	640,000
長期前払費用	148,007	資本準備金	640,000
敷金及び保証金	404,926	利益剰余金	1,927,127
繰延税金資産	167,882	その他利益剰余金	1,927,127
		繰越利益剰余金	1,927,127
		純資産合計	3,207,127
資産合計	11,202,006	負債・純資産合計	11,202,006

# 損益計算書

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
人材派遣売上高	5,107,025	
人材紹介売上高	6,319	
業務受託売上高	17,733,047	
その他売上高	121,408	22,967,800
売上原価		
人材派遣原価	4,444,473	
業務受託原価	15,233,974	
その他売上原価	1,231	19,679,679
売上総利益		3,288,121
販売費及び一般管理費		2,365,317
営業利益		922,803
営業外収益		
受取配当金	14,866	
助成金等収入	1,926	
雑収入	8,986	25,779
営業外費用		
支払利息	17,970	
雑損失	1,381	19,352
経常利益		929,231
特別損失		
固定資産除却損	11,141	
退職給付債務の計算方法変更に伴う損失	168,116	179,258
税引前当期純利益		749,972
法人税、住民税及び事業税	368,369	
法人税等調整額	△ 18,662	349,707
当期純利益		400,265

## 株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
2024年4月1日残高	640,000	640,000	1,526,861	2,806,861	2,806,861
当期変動額					
当期純利益			400,265	400,265	400,265
当期変動額合計	-	-	400,265	400,265	400,265
2025年3月31日残高	640,000	640,000	1,927,127	3,207,127	3,207,127

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定額法を採用しております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- 4 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- 5 収益及び費用の計上基準  
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
  - (1) 当社の売上高の主な内容は、人材派遣売上、給与計算事務等の業務受託売上であります。
  - (2) 人材派遣については、当社の雇用する労働者を、派遣期間を通じて派遣先企業のために労働に従事させる履行義務を有しているため、派遣先での勤務の実績に応じて収益を認識しております。  
給与計算事務等の業務受託については、契約で定められた事務処理等のサービスを一定の期間で提供する履行義務を有しているため、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に関する注記)の5.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### (追加情報)

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社は、従業員の増加に伴い、当事業年度より退職給付に係る処理をより適正に行うため、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、当事業年度における退職給付債務について算定した簡便法と原則法の差額 168,116 千円退職給付引当金が増加し、同額を特別損失に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益には影響がなく、税引前当期純利益が 168,116 千円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産の減価償却累計額	428,083 千円
2	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	短期金銭債権	111,263 千円
	短期金銭債務	1,154,628 千円
	長期金銭債務	1,687,200 千円

(損益計算書に関する注記)

	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	人材派遣売上高	354,902 千円
	業務受託売上高	412,461 千円
	その他売上高	2,400 千円
	業務受託原価	2,409,586 千円
	販売費及び一般管理費	241,796 千円
	営業取引以外の取引による取引高	
	受取配当金	14,866 千円
	支払利息	17,970 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における発行済株式の数  
普通株式 6,400 株

(税効果会計に関する注記)

1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
	(繰延税金資産)	
	未払事業税	18,887 千円
	賞与引当金	48,125 千円
	未払費用	77,790 千円
	退職給付引当金	184,245 千円
	子会社株式の減損損失	693,182 千円
	その他	23,078 千円
	小計	1,045,310 千円
	評価性引当額	△877,428 千円
	繰延税金資産合計	167,882 千円
	繰延税金負債合計	— 千円
	繰延税金資産の純額	167,882 千円

2 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本郵政株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金調達をしております。

なお、公共料金等一括請求サービス（以下、ビリングサービスとする。）契約に基づきグループ会社から概算額を受け入れ、この概算額を取崩し支払を行っているため、受け入れた預金は当該サービスの利用に限定しております。

売掛金はグループ会社に対するものが大半であるため、リスクは最小限であると考えております。

借入金 は 事業投資等に 必要な資金の調達を目的としたものであります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及び差額は次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額 ※1	時価 ※1	差額
(1)長期借入金 ※2	(2,062,000)	(2,054,842)	(△7,157)

※1 負債に計上されているものについては( )で示しております。

※2 1年以内に返済予定のものを含んでおります。

※3 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「立替金」「未払金」「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※4 「預り保証金」については、各事業年度半期末において保証金残高及び翌半期の支払い見通しを確認し、必要に応じて相手先と協議の上、追加差入れ又は一部返却の調整を行うことから、時価は帳簿価額に近似するものと判断し、記載を省略しております。

#### (注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定

される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	374,800	374,800	262,400	150,000	150,000	750,000

(関連当事者との取引に関する注記)

## 1 親会社

種 類	会社等の 名 称	議 決 権 等 の所有(被 所有)割合	関 連 当 事 者 との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注4)  (千円)	科 目	期 末 残 高 (注4)  (千円)	
親会社	日 本 郵 政 株 式 会 社	被所有 直 接 100%	役員及び社 員の兼任、 役務の提供 (注1・2)	派遣契約に係る売上高	325,361	売掛金	18,602	
				業務受託に係る売上高	399,317	売掛金	61,535	
				業務受託(ピリングサ ービス)に係る預り	665,090	預り金	137,855	
				社屋賃貸料等の支払い	419,209	前払費用	34,373	
				出向社員に係る給与等 の支払い	1,625,839	未払費用	146,264	
						未払金	214,000	
				LANサービス、人事関係 サービス及び関連機器 等使用料	423,779	未払金	1,037	
				グループ通算制度に伴 う支払予定額	259,459	未払金	259,459	
				資金借入等 (注3)	資金の返済	2,187,800	1年内返済予定	374,800
					資金の借入	1,500,000	の長期借入金	
長期借入金	1,687,200							
支払利息	17,960							

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 派遣契約・業務受託契約に係る売上については市場の実勢価格を勘案し、個別に交渉を行った上で決定しております。

(注2) 出向社員に係る給与等については出向先もしくは出向元の給与や勤務実態を勘案し、社屋賃貸借料等については市場の実勢価格を勘案して、個別に交渉を行った上で決定しております。

(注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しております。

(注4) 取引金額には、消費税等を含めておりません。  
期末残高には、消費税等を含めております。

## 2 子会社

種 類	会社等の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額(注2)  (千円)	科 目	期末残高(注2)  (千円)
子会社	JP ツーウ エイコン タクト株 式 会 社	所 有 直 接 82.87%	役員兼任及 び役務の提供  (注1)	派遣契約に係る売上高	29,540	売掛金	4,380
				業務受託に係る売上高	13,144	売掛金	905

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 派遣契約・業務受託契約に係る売上については市場の実勢価格を勘案し、個別に交渉を行った上で決定しております。

(注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。

期末残高には、消費税等を含めております。

## 3 兄弟会社

種 類	会社等の 名 称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(注3)  (千円)	科 目	期末残高(注3)  (千円)
親会社の 子会社	日本郵便株式 会社	なし	役員兼任 及び出向社 員の受入、 役務の提供  (注1・2)	派遣契約に係る売上高	1,344,399	売掛金	129,012
				業務受託に係る売上高	13,186,390	売掛金	1,289,008
				業務受託(ビリングサー ビス)に係る預り	27,519,788	預り金	784,462
				出向社員に係る給与等 の支払い	996,152	未払費用	72,894
						未払金	111,863
				社屋賃借料等の支払い	191,102	前払費用	14,868
		未払金	541				
親会社の 子会社	株式会社ゆう ちょ銀行	なし	役員兼任 及び役務の 提供(注1)	派遣契約に係る売上高	1,009,668	売掛金	110,084
				業務受託に係る売上高	428,225	売掛金	35,276
				業務受託(ビリングサー ビス)に係る立替	4,446,348	立替金	392,495
						預り保証金	890,000
親会社の 子会社	株式会社かん ぼ生命保険	なし	役員兼任 及び役務の 提供(注1)	派遣契約に係る売上高	834,568	売掛金	128,416
				業務受託に係る売上高	1,251,259	売掛金	133,395
				業務受託(ビリングサー ビス)に係る預り	1,953,478	預り金	173,067
親会社の 子会社	日本郵政イン フォメーショ ンテクノロジ ー株式会社	なし	役務の提供 (注1)	派遣契約に係る売上高	64,033	売掛金	6,268
				業務受託に係る売上高	706	売掛金	106

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 派遣契約・業務受託契約に係る売上については市場の実勢価格を勘案し、個別に交渉を行った上で決定しております。

(注2) 出向社員に係る給与等については出向先もしくは出向元の給与や勤務実態を勘案し、社屋賃貸借料及びリース料等については市場の実勢価格を勘案して、個別に交渉を行った上で決定しております。

(注3) 取引金額には、消費税等を含めておりません。  
期末残高には、消費税等を含めております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	501,113 円 60 銭
1 株当たり当期純利益	62,541 円 46 銭

## 計算書類に係る附属明細書

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月 31日

### 1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	311,056	77,006	10,042	378,020	113,259	21,042	264,761
	車両及び運搬具	19,682	-	350	19,332	16,536	688	2,795
	工具器具備品	429,640	63,344	23,504	469,480	298,287	46,382	171,192
	計	760,379	140,351	33,897	866,833	428,083	68,114	438,749
無形固定資産	ソフトウェア	2,490,457	512,709	3,920	2,999,245	1,172,413	501,216	1,826,832
	ソフトウェア仮勘定	118,469	406,320	496,423	28,366	-	-	28,366
	その他	61	7	-	69	-	-	69
	計	2,608,988	919,037	500,344	3,027,681	1,172,413	501,216	1,855,268

(注1) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	九州BPOセンター	新拠点工事	45,620千円
		フロア工事	8,928千円
	さいたまBPOセンター	拡張工事	14,767千円
工具器具備品	九州BPOセンター	新拠点工事	21,587千円
	本社	サーバー・レイアウト変更他	18,981千円
ソフトウェア	九州BPOセンター他	シェアード業務システム	331,678千円
		郵政グループマイページ	137,606千円

(注2) 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具器具備品	九州BPOセンター	電話回線機器	14,800千円
	本社	TV会議システム	6,633千円

## 2 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	138,218	157,144	138,218	157,144
退職給付引当金	362,400	261,452	22,231	601,622

## 3 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	29,779	
給料手当	562,348	
雑給	122,201	
賞与	138,261	
出向負担金	270,829	
法定福利費	149,304	
福利厚生費	9,977	
退職給付費用	44,972	
消耗品費	21,507	
事務用品費	10,305	
賃借料	157,102	
保険料	5,348	
保守修繕費	52,371	
租税公課	119,743	
減価償却費	27,270	
賞与引当金繰入額	83,926	
旅費交通費	30,040	
通信費	73,819	
水道光熱費	8,073	
支払手数料	181,140	
広告宣伝費	7,778	
交際費	467	
新聞図書費	713	
研修費	7,375	
会議費	3,300	
作業委託費	190,775	
求人募集費	55,120	
雑費	1,461	
合計	2,365,317	

## 事業報告

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

### 1 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### (当社の主要な事業内容)

当社は、郵政民営化に当たり、日本郵政株式会社の完全子会社として2007年7月3日に設立され、2007年10月1日に厚生労働大臣の一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の許可を受けて営業を開始致しました。また、2008年3月31日には請負業務を行うことについて総務大臣の認可を受けて業務の拡大に取り組み、現在、「日本郵政グループのシェアードサービス会社及び総合人材サービス会社として、日本郵政グループや企業、地方自治体等の皆さまに対し、ご満足いただけるサービスを提供するとともに、社会と地域の発展に貢献します。」を経営理念として、BPO事業、ヘルスケア事業及び人材サービス事業を営んでおります。

##### (経済環境)

BPO業界においては、株式会社矢野経済研究所が発表した「2024-2025 BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）市場の実態と展望」によると、間接業務系のアウトソーシング市場は、人手不足をはじめ、働き方改革やDXの推進による間接業務の効率化や外注化気運が高まり堅調に推移しています。

人材派遣業界においては、株式会社矢野経済研究所が発表した「2024年版 人材ビジネスの現状と展望 PART1 総合人材サービス編」によると、人手不足感の強まりを背景に企業からのサービス需要が高まっており特にITエンジニアなどのIT関連職種や介護職等の領域で需要の高まりが顕著である他、稼働者数が多い一般事務職に対するニーズも安定しており、2023年は前年比6%増、2024年は前年比5.6%増を見込み堅調に推移しています。

##### (当社の事業の経過及び成果)

このような状況のもと、当社は2024年度において、次の課題に取り組んでまいりました。

#### ① 郵政グループへの貢献

- ・グループのシェアードサービス業務をはじめとしたBPO事業の拡充、DXの推進
- ・グループの健康経営に貢献するためのヘルスケア事業の推進、DXの推進
- ・グループ内外の人材ニーズへの対応、雇用安定措置、人材サービス事業の営業黒字確保、DXの推進

#### ② 経営基盤の強化

- ・コンプライアンス・リスク管理・情報セキュリティ
- ・人材活用・社内コミュニケーション活性化

#### ③ 子会社管理

- ・JPツーウェイコンタクト株式会社の管理強化

BPO事業では、郵政グループ中期経営計画（JPビジョン2025）に基づくシェアード業務として、「シェアードサービス化の推進によるグループの業務改革方針」に則り、日本郵便㈱の社会保険・雇用保険、通勤手当・旅費、調達・支払、工事調達及び人事関連業務を拡大実施しました。また、日本郵政㈱及び日本郵便㈱の本社等の調達業務及び固定資産会計業務、日本郵便㈱単独マネジメント局の人事関連業務等も開始しました。その他、JP社員マイページの機能拡大・UI

改善を図り登録率90%以上を達成し、Web年末調整の拡大実施も図りました。加えて、郵政グループ外から給与計算業務、マイナンバー業務、通勤交通費業務の受託拡大を図りました。

ヘルスケア事業では、DXの推進を継続し、ICT端末の活用頻度を高め、全国に所在する郵政事業所の社員の健康改善の効率的な実施を推進し、郵政グループ社員の健康管理サービスを受ける機会の増加に向けて取組を実施しました。また、特定保健指導における実施率の達成、メンタルヘルス対応の強化に係る取組も実施しました。

人材サービス事業では、郵政グループの人材派遣ニーズに対応するとともに、郵政グループ外の一般企業等の人材派遣ニーズにも対応いたしました。日本郵便(株)の65歳定年退職者の郵便局への派遣も試行開始しました。また、「優良派遣事業者認定」の取得に取り組み、2024年9月30日付で認定を得ました。

こうした取組みの結果、2024年度は、売上高22,967百万円、経常利益929百万円となりました。

子会社管理については、JPツーウェイコンタクト株式会社の重大なコンプライアンス違反事案を踏まえて、経営企画部、総務部及び監査室の3層で、JPツーウェイコンタクト株式会社の再発防止策等の進捗管理、コンプライアンス・リスク管理モニタリング、監査等を実施しました。

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

・重要な設備の新設等

当事業年度において実施した設備投資総額は653百万円であり、主なものは以下のとおりであります。

建物	九州BPOセンター新拠点工事	45百万円
	九州BPOセンターフロア工事	8百万円
	さいたまBPOセンター拡張工事	14百万円
工具器具備品	九州BPOセンター新拠点工事	21百万円
	本社サーバ・レイアウト変更他	18百万円
ソフトウェア	シェアード業務システム	331百万円
	郵政グループマイページ	137百万円

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当期)
売上高(百万円)	14,898	14,273	16,295	19,907	22,967
経常利益(百万円)	904	784	624	586	929
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	569	△1,775	372	346	400

1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)(円)	88,912	△277,462	58,176	54,087	62,541
総資産(百万円)	11,473	8,035	11,041	12,170	11,202
純資産(百万円)	3,864	2,088	2,460	2,806	3,207

(注) 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

2021年5月に発表された「JPビジョン2025」において、郵政グループ4社の業務のうち集約効果が大きい業務は一括してBPR/DXによる効率化を行い、グループ内シェアードセンターである当社に集約されることとされました。この方針に基づいて、2025年度以降も引き続きシェアードサービスの拡大を図り、BPR/DXによる効率化により、その効果を郵政グループに還元してまいります。

その他の課題を含めて、2025年度においては、次の課題に取り組んでいきます。

##### ① 郵政グループへの貢献

- ・ 郵政グループのシェアードサービス業務をはじめとしたBPOの拡充、DXの推進—受託業務の安定稼働とDX・BRPでの更なる効率化の実施、グループシェアード化の計画通りの推進、生成AIの活用検討、外販拡大等
- ・ 郵政グループの健康経営に貢献するためのヘルスケア事業の推進、DXの推進—産業医・保健師のオンライン指導、メンタルヘルス対応の強化等
- ・ グループ内外の人材ニーズへの対応、雇用安定措置、人材サービス事業の営業黒字確保、DXの推進—ペーパーレス化の推進等

##### ② 経営基盤の強化

- ・ コンプライアンス・リスク管理・情報セキュリティ
- ・ 人材活用・社内コミュニケーション活性化
- ・ デジタル化/DXの推進
- ・ 次期中期経営計画の策定

##### ③ 子会社管理

JPTワーウェイコンタクト株式会社の重大コンプライアンス違反事案を踏まえた管理強化、収益拡大取組の支援・指導等

日本郵政株式会社の完全子会社である当社が、日本郵政グループ各社の業績向上に貢献し、郵政民営化後に初めて設立されたグループ子会社として相応しい成長ができるよう全力で取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容

- ① 労働者派遣事業
- ② 有料職業紹介事業
- ③ 請負事業

#### (6) 主要拠点等

##### ① 主要な事務所 (2025年3月31日現在)

本社 (東京)

支社：札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、熊本

BPOセンター：さいたま、東京、横浜 (会計センター)、九州 (熊本)

健康管理センター：北海道、東北 (宮城)、首都圏 (東京)、北陸 (石川)、東海 (愛知)、

近畿（大阪）、中四国（広島）、九州（福岡）  
健康管理事務センター（神奈川）

② 使用人の状況（2025年3月31日現在）

ア 使用人数

前期末	当期末	当期増減
1,764名 （うち契約社員1,166名）	2,117名 （うち契約社員1,491名）	353名増

イ 平均年齢 44.2歳（契約社員を除く。）

ウ 平均勤続年数 5.8年（契約社員を除く。）

（注）当社への出向者を含み、当社からの出向者を除いております。

（注）派遣社員人数 1,353名

（7）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は日本郵政株式会社であり、同社は当社の株式を6,400株（議決権比率100%）保有しております。

当社は、親会社と業務委託契約及び労働者派遣契約、出向協定等を締結しております。

② 子会社の状況

名称	出資比率	主な事業内容
J P ツーウェイコンタクト株式会社	82.87%	コールセンター事業

当社のコンタクト事業については、2019年10月にサービス品質を維持しつつ、J P ツーウェイコンタクト株式会社に円滑に移管いたしました。なお、既存・移管の各コンタクト事業の経営状況等について取締役会出席等により管理をしております。

（8）主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高
日本郵政株式会社	2,062百万円

（注）2025年3月31日現在、日本郵政株式会社からの借入額は2,062百万円で、その内訳は、当社の子会社であるJ P ツーウェイコンタクト株式会社の株式取得のため借入した3,600百万円の残額1,500百万円と、さいたまB P Oセンターでのシェアード業務に必要なソフトウェアの取得のため借入した1,124百万円の残額562百万円であります。

（9）剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

（1）発行可能株式総数 8,000株

（2）発行済株式の総数 6,400株（自己株式なし）

（3）当事業年度末の株主数 1名

（4）大株主

株主名	持株数（持株比率）
日本郵政株式会社	6,400株（100%）

3 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小塚 健一	代表取締役社長		
牧 寛久	取締役	日本郵政株式会社 執行役 日本郵便株式会社 執行役員 ゆうせいチャレンジド株式会社 取締役	
野水 学	取締役	日本郵政株式会社 経営企画部 部付部長 シェアードサービス推進室 室長 JPツーウェイコンタクト株式会社 取締役	
三笥 倫理	取締役	日本郵便株式会社 執行役員 ゆうせいチャレンジド株式会社 取締役 JP楽天ロジスティクス株式会社 監査役	
山本 浩和	取締役	株式会社ゆうちょ銀行 執行役	
立花 淳	取締役	株式会社かんぼ生命保険 専務執行役	
長谷川 雅也	監査役		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役及び監査役（会社法第427条第1項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が当事業年度末において取締役牧寛久氏、野水学氏、三笥倫理氏、山本浩和氏及び立花淳氏並びに監査役 長谷川雅也氏と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 取締役又は監査役の報酬等の総額

取締役の報酬等の総額：20百万円以内

監査役の報酬等の総額：15百万円以内

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼任の状況等

該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
長谷川 雅也	監査役	選任後、当期の取締役会すべてに出席し、当社の経営課題についての発言を適宜行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

監査役の報酬等の総額：15百万円以内

5 会計監査人に関する事項

(1) 氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	9.3百万円
-------	--------

当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(7) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容は次のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役並びに当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 経営理念などの経営に関する基本的な方針を定め、取締役及び使用人が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンス基本規程を定め、グループ運営に関する覚書に基づき、コンプライアンス態勢を整備する。
- ・ 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・ハンドブックを作成するとともに、取締役及び使用人が遵守すべ

き法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。

- ・法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、内部通報窓口を設け、その利用につき取締役及び使用人に周知する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会規則及び文書及び規程等管理規程において、取締役会議事録、稟議書をはじめとする取締役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査役の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程により、リスクの区分、管理方法及び管理態勢等を定めて実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を原則として月1回開催し、経営上の重要事項について決定する。
  - ・組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、取締役の職務権限及び責任等を明確化し、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・グループ運営に関する覚書に基づき、経営上の基本的事項について、日本郵政株式会社から事前承認を受け又は報告するものとする。
  - ・グループ内取引が適正に行われ、経営の健全性に重大な影響を及ぼすことのないようグループ運営に関する覚書に基づき、業務の適正を確保する。
  - ・子会社の取締役は、当社に対して、経営方針の策定内容や業務執行状況に関する定期的な報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する使用人を配置する。
- ⑦ 使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、その使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行う。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、速やかに当社監査役に報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から報告の求めがあった場合には速やかに報告する。
  - ・当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・代表取締役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
  - ・取締役は、監査役の職務の遂行に当たり、監査役が必要と認めた場合に弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

・監査役が監査の実施にあたり、必要と認められる費用の支出については、十分配慮する。

(2) 当社における内部統制に関する運用の状況は次のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役並びに当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、コンプライアンス及びリスク管理に係る推進状況に関する報告、審議を行っております。また、コンプライアンス・マニュアルを社内イントラネットに掲載し、閲覧できる状態に供するとともに、コンプライアンス責任者及び従業員に対してコンプライアンス・ハンドブックを配布し、コンプライアンス意識の醸成・浸透のため、役員研修をはじめとして、コンプライアンス責任者、従業員への各種コンプライアンス研修を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
諸規程に規定された情報の保存及び管理の方法並びに体制に基づいて、適切に保存及び管理をしております。また、監査役の求めに応じ、請求のあった文書を検閲又は謄写に供しております。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程に基づき、リスク顕在化事案発生時には、リスク管理責任者及び取締役社長に報告を行い、改善策等の妥当性・適切性等に関して審議を行うとともに、毎月、取締役会にリスク管理状況を報告しております。また、子会社については、規程の整備等をはじめとする各種指導を行っております。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
原則として毎月取締役会を開催し、取締役会規則及び職務権限規程等に基づき、経営上の重要事項について決定するとともに、経営に必要な情報について報告を行っております。また、組織規程及び職務権限規程は、必要に応じて改定を行っております。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループの運営に関する覚書に基づき、随時事前承認を受け又は報告を行っております。また、子会社については、当社の執行役員が子会社の取締役を兼職しており、業績についても、毎月報告を受けております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人を置いております。
- ⑦ 使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行います。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役に対して経営会議及びその他の重要会議に出席を要請して適宜報告を行っております。また、子会社の取締役は、適宜監査役に報告を行っております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行っております。また、監査役の職務遂行にあたり、弁護士及び会計監査人等と連携を図れるよう環境を整備しております。

## 7 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結しております。派遣契約・業務受託契約等については市場の実勢価

格を、出向社員に係る給与等については勤務実態等を勘案して取引条件等を決定しております。

- (2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
上記取引について、市場の実勢価格等を勘案し個別に交渉を行った上で、決定していることから、当社取締役会は当社の利益を害するものではないものと判断しております。

以上

## 附属明細書（事業報告関係）

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

- 1 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細  
事業報告5ページに記載のとおりです。
- 2 会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細  
該当事項はありません。

以上

## 監査報告書

私は2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につきまして以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

- ① 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。
- ③ 会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
- ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ報告を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。


(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

日本郵政コーポレートサービス株式会社

社外監査役

長谷川 雅也 



あずさ監査法人

# 独立監査人の監査報告書

日本郵政コーポレートサービス株式会社

第18期

自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

有限責任 あずさ監査法人  
2025年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日本郵政コーポレートサービス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 村松啓輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵政コーポレートサービス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上